

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年9月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300010号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2300003号

第1 結論

昭和36年12月から昭和39年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年12月から昭和39年8月まで

請求期間について、私が小学生の頃、集金人が自宅に来ていたことを覚えており、母が、父(訂正請求記録の対象者)と母の国民年金保険料を納付していたと思うが、保険料未納の記録になっているので、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「母が、父と母の国民年金保険料を納付していたと思う。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者の手帳記号番号(*)は、昭和41年12月頃にA市において夫婦連番で払い出されたことが確認でき、当該払出時点において請求期間の保険料は、制度上、時効により納付できないことから、訂正請求記録の対象者が請求期間の保険料を納付するためには、前述の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同市は、「訂正請求記録の対象者に別の手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、訂正請求記録の対象者に別の手帳記号番号が払い出さ

れた形跡は見当たらない。

また、A市は、「訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶しておらず、請求期間の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300011号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2300004号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和39年8月まで
請求期間について、私が小学生の頃、集金人が自宅に来ていたことを覚えており、母(訂正請求記録の対象者)が、父と母の国民年金保険料を納付していたと思うが、保険料未納の記録になっているので、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「母が、父と母の国民年金保険料を納付していたと思う。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者の手帳記号番号(*)は、昭和41年12月頃にA市において夫婦連番で払い出されたことが確認でき、当該払出時点において請求期間の保険料は、制度上、時効により納付できないことから、訂正請求記録の対象者が請求期間の保険料を納付するためには、前述の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同市は、「訂正請求記録の対象者に別の手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、訂正請求記録の対象者に別の手帳記号番号が払い出さ

れた形跡は見当たらない。

また、A市は、「訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶しておらず、請求期間の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。